

犯罪被害者に対して支援活動を行っている団体に関する助成(寄贈)募集要項

公益財団法人 清心内海塾

1 趣旨

犯罪・非行を防止することが安心・安全な国づくりに結び付くことは当然ですが、その一方において、犯罪や非行によって被害を受けた方に対して、いかに救済又は支援が行われるべきかという課題もあると考えます。国又は地方自治体が行う各種の被害者支援制度もさることながら、犯罪被害による被害者の心身への影響、とりわけ精神的被害の早期軽減を図ることや被害者が再び平穏な生活を営むことができるように支援することが特に重要であると考えます。

弊財団法人では、このような認識のもと、次のような活動を行っている団体に対して、少しでもより充実した支援の助力となるよう助成することとします。

- (1) 犯罪被害者の自助グループに対して支援する活動
- (2) 犯罪被害者に対する支援の重要性等について、広報や啓発する活動
- (3) 犯罪や非行を行った受刑者や少年院在院者に対して、その者の改善更生や立ち直りに資する活動

2 対象となる団体

犯罪被害者を支援する団体

3 助成の内容等

- (1) 犯罪被害者に対して精神的なケアを行う専門性の高いカウンセラーの招聘に関して助成します。専門的な知識を有するカウンセラーなど外部有識者を招聘する必要がある場合には、弊財団法人が必要な費用を負担する方法で助成します。
- (2) 犯罪被害者が早期に平穏な生活を営むことができるよう支援することの重要性について、広報・啓発用として必要なパンフレット等の印刷物に係る費用を弊財団法人が負担する方法で助成します。
- (3) 受刑者や少年院在院者の改善更生や立ち直りに資する活動については、当該矯正施設への訪問に係る交通費、当該活動に必要な展示物や印刷物の作成に係る費用を弊財団法人が負担する方法で助成します。
- (4) 上記の助成については、複数件を申請することも可とします。なお、選考の結果、不採用となる場合があります。

4 申請手続等

- (1) 所定の申請書に記入の上、期日までに弊財団法人までFAX又はメールにて送付願います。弊財団法人にて選考を行います。
- (2) 申請書は弊財団法人のホームページからダウンロードできます。

- (3) 外部有識者の招聘にあつては、その方の名前、カウンセリング等の内容、招聘時期、所要時間、時間単価等を明記してください。
- (4) 矯正施設への訪問に係る交通費、パンフレット等の印刷物や展示物の作成に係る費用については、その見積もりを明記してください。

5 募集期間

令和2年7月1日から令和2年7月22日まで

6 選考方法

申請書を弊財団法人にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの
- (3) この法人の目的と合致するもの
- (4) 助成の効果が継続的であるもの
- (5) 助成の効果が分かりやすく大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

7 選考結果の通知と助成の実施

選考結果が決まり次第、応募いただいた団体にFAX又はメールで連絡するとともに、選考された団体に対しては、助成を行います。

なお、選考された団体名等は、当財団法人のホームページに掲載させていただきます。

8 申請内容の変更について

提出した申請内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成の交付決定を取り消し、助成された物品および助成金の返還を求めることがあります。

9 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、弊財団法人から照会する場合がありますので、担当者名を明記してください。
- (2) 本件申請が採用となった団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の招聘にあつては、希望する招聘時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、弊財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。
- (5) 助成完了後に当たっては、別に定める様式に従った報告書をご提出いただきます。

(問い合わせ先・申請先)

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係 (担当: 高野)

〒144-0043 東京都大田区羽田 5 丁目 3 番 1 号 スカイプラザオフィス 10 階

電話 03-6423-9316、FAX 03-6423-6016

E-mail u-info@s-utsumijuku.or.jp、ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>